

「第2期長野県強靱化計画」(案)へのご意見と県の考え方

危機管理部 消防課

- 1 募集機関 平成30年2月9日(金)から平成30年3月10日(土)まで
- 2 件数5件(1通)
- 3 お寄せいただいたご意見と県の考え方

| No | お寄せいただいたご意見等  | 県の考え方(対応等)  |
|----|---|---|
| 1  | <p>○第7章 第3節</p> <p>倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態</p> <p>「倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態」による問題点として、当然ながら一次的には「市民が被災前の生活に戻ることが遅れる」ことが挙げられます。一方で、二次的な問題点として、生活の基盤を失った喪失感および前途が開けない絶望感により、「市民が復旧・復興に向けた意欲を失ってしまう」ことも生じうると考えます。</p> <p>住宅再建が遅れることによる問題点を、本項の前段で明確化することにより、計画遂行の重要性が際立ち、またより分かりやすい計画になると思料します。</p>                         | <p>第7章 第3節において、地震保険などを通じて生活基盤が確保できることが、市民や地域における復旧や復興に向けた基盤になりうることにに関する記載を追加しました。</p> |
| 2  | <p>○第7章 第3節</p> <p>倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態</p> <p>「平成26年度の長野県内の地震保険の世帯加入率は20.7%」とありますが、正しくは「平成28年度の長野県内の地震保険の世帯加入率・・・」だと思われます。</p> <p>その他のデータも本項内のグラフにある通り、平成28年度(2016年度)のものとなっています。</p>   | <p>ご指摘を踏まえ、記載を修正します。</p>  |
| 3  | <p>○第7章 第3節</p> <p>倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態</p> <p>「損保会代理業協会」との記載がありますが、正しい名称は「長野県損害保険代理業協会」ですので、修正いただければ幸いです。</p>  |   |
| 4  | <p>○第7章 第3節</p> <p>倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態</p> <p>地震保険については、2017年(平成29年)1月に制度改定がありました。割引制度等に変更はありませんが、保険料率が変更となっており、新しい日付に更新いただければと思います。</p> <p>(修正点)</p> <p>(平成26年7月現在) → (平成29年1月現在)</p> <p>同じく上記制度改定により、保険金の支払い方法に変更がありましたので、修正いただければと存じます。</p> <p>(記載例)</p> <p>【平成29年1月1日以降保険始期のご契約】居住用建物、家財について生じた損害の程度によ</p> |   |

| No | お寄せいただいたご意見等   | 県の考え方（対応等）  |
|----|--|---|
|    | <p>って「全損」、「大半損」、「小半損」、「一部損」に区別される。「全損」の場合は契約金額の全額、大半損の場合は契約金額の60%、小半損の場合は契約金額の30%、一部損の場合は契約金額の5%が支払われる。</p> <p>【平成28年12月31日以前保険始期のご契約】<br/>居住用建物、家財について生じた損害の程度によって「全損」、「半損」、「一部損」に区別される。「全損」の場合は契約金額の全額、半損の場合は契約金額の50%、一部損の場合は契約金額の5%が支払われる。</p> <p>今後発生が予想される大規模地震を想定し、地震保険における総支払限度額が変更となっているので、更新いただければと存じます。</p> <p>（修正点）<br/>「7兆円（平成26年7月現在）」<br/>→「11.3兆円（平成28年8月現在）」。</p>  |   |
| 5  | <p>○第7章 第4節<br/>地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <p>本項では、県として「地域防災力向上」や「自主防災組織の育成」に取り組まれることを記載いただいておりますが、その際には、民間企業等が蓄積したノウハウやプログラムもご活用いただければありがたく存じます。</p> <p>例えば、子どもたちに対する実践的教育プログラムである「ぼうさい探検隊」※の取組を通じ、安全教育の促進を図っており、長年にわたり蓄積されたノウハウを有しています。</p> <p>長野県における取り組みにおいても、民間企業等のノウハウ等をご活用いただくことにより、更に質の高い取り組みが可能になるとともに、有事の際の連携の強化、社会全体としての防災意識の醸成にも繋がると思われまます。</p> <p>※「ぼうさい探検隊」<br/>子どもたちがまちを散策し、まちにある防災、防犯、交通安全の施設・設備を発見してマップにまとめ、楽しみながら防災について学ぶ教育プログラム</p> | <p>防災分野に関する民間企業のノウハウの活用に関しては、防災教育の一環として、第1章 第6節において整理を行っています。（ご指摘いただきました「ぼうさい探検隊」に関しましても、同節のコラムにおいて記載をしています。）</p> <p>防災教育や自主防災組織の育成に際して、民間企業が有する能力を活用していくことは、県としても強靱化を推進するうえで必要な事項であると考えており、強靱化計画の実行に際しては、関係する団体とも協力しながら進めていきたいと考えています。</p> |